

令和2年2月21日

公示第604号

電通健康保険組合
理事長 柴田 淳

健康保険法第38条第3項の規定により、令和2年4月1日より、令和3年3月31日までの間、特例退職被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額 260,000円

保険料月額 16,510円

介護保険料 4,420円

以上

掲示期間	2月21日から 2月28日まで
------	--------------------